

ユネスコ文化事業及び情報・コミュニケーション事業に係る最新の動きについて

文化分野における取組

世界遺産条約

【「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産推薦について】

「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、2019年7月30日に文化審議会により、令和元年度に世界文化遺産に推薦を行う案件として選定され、12月20日の閣議了解を経て、推薦書をユネスコ世界遺産センターに提出しました。

2021年夏頃に開催される第44回世界遺産委員会[※]にて、世界文化遺産登録の可否が審議・決定される予定です。

※) 2020年に開催が予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で延期されました。2021年に審議予定の案件(縄文含む)と合わせて審議する「拡大版」として開催予定です。



三内丸山遺跡（青森県青森市）



大湯環状列石（秋田県鹿角市）

【「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」の検討について】

我が国では、1992年の世界遺産条約締結以来、23件の遺産が世界遺産一覧表に記載(うち文化遺産19件)され、我が国の文化遺産の対外発信や地域活性化に貢献してきた一方で、保存・活用に係る様々な課題が生じていることから、文部科学大臣の諮問により、文化審議会において、「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」について検討が行われています。2021年3月中を目途に「世界遺産一覧表への記載の意義」、「登録された世界文化遺産の持続的な保存・活用」及び「世界遺産一覧表の充実に向けた取組」に関して「今後の在り方」が取りまとめられ、その後必要に応じて、「今後の在り方」を踏まえて暫定一覧表の見直しについて議論が行われる予定です。

無形文化遺産

【「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の登録について】

2020年12月、無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会(オンライン開催)において、

「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の無形文化遺産代表一覧表への登録が決定されました。

「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」は、2009年に提案したものの未審査となっていた、国の選定保存技術「建造物修理・木工」に、「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等、木造建造物の保存修復に必要な17件の選定保存技術を組み合わせて2019年3月に提案したものです。



建造物修理研修の様子

【「風流踊」の提案について】

2020年3月に提出した、「風流踊」の無形文化遺産代表一覧表への提案書を2021年3月までにユネスコ事務局に再度提出する予定です。

「風流踊」は、既登録の「チャッキラコ(神奈川県)」に、2009年に提案したものの未審査となっていた、国の重要無形民俗文化財「綾子踊(香川県)」等を組み合わせて、全41件の重要無形民俗文化財で構成されます。

2022年秋頃に開催される第17回政府間委員会において、登録の可否が審議、決定される見込みです。



チャッキラコ



綾子踊

無形文化遺産

アジア太平洋無形文化遺産研究センター



独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センター (International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region:IRCI)は、ユネスコのカテゴリー2センター(ユネスコ活動を支援するため、加盟国が設置するユネスコ後援の機関)として、平成23年に国立文化財機構の一組織として大阪府堺市に設置された機関です。(https://www.irci.jp/jp/)

IRCIは、本年度、文部科学省委託事業「ユネスコ未来共創プラットフォーム事業」(海外展開を行う草の根のユネスコ活動再委託)に採択された「無形文化遺産の持続可能な開発への貢献に関する研究 - 教育と地域振興」事業により、バングラデシュ、インドネシア、キルギスタンを対象に無形文化遺産とSDGs4(教育)、11(まちづくり)との関係を調査研究しています。(それぞれの無形文化遺産については写真参照)今年度その成果報告を行うための国際シンポジウムを令和3年1月28日～29日オンライン形式で開催しました。ユネスコ・バンコク事務所、日本、バングラデシュ、インドネシア、キルギスタン、ベトナム、フィリピンから専門家23名を招いて、2日間の日程で、①海外の事例発表②前年度までユネスコ活動費補助金を得て実施した「教育と無形文化遺産(ICH)」に関するプロジェクトのフォローアップ報告③日本の教育関係者及びユースからの事例発表④登壇者らのディスカッションが行われました。バングラデシュ、インドネシア、キルギスタンのICHが地域で果たす役割や教育との関連など興味深い事例が発表され、昨年度までのSDGs関連事業の対象国フィリピン、ベトナムからのフォローアップ報告など具体的で活発な意見交換がなされました。特に、日本の教育者及びユースからの事例発表では、国連大学サステイナビリティ高等研究所、ユネスコ・アジア文化センター、公益財団法人五井平和財団のネットワークから、中部大学、宮城教育大学、仙台市立秋保中学校、文化遺産としての松明を次世代へ贈る会が無形文化遺産教育と地域振興について発表し、外国参加者の発表を学ぶことにより、本分野での交流が実現しました。



バングラデシュの
伝統舞踊ダメイル©IRCI

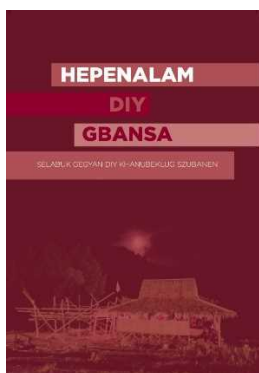


インドネシアの
伝統演劇ケトプラック©IRCI



キルギスタンの
伝統的な住宅様式ユルト©IRCI

また、昨年度の教育とICH事業に関連して、令和2年10月には、教材作成用ガイドラインのサブネン版を刊行しました。これはフィリピンのノンフォーマル教育向けに無形文化遺産を題材にし、作成された教材作成用ガイドラインを、題材となったICHブクログのコミュニティであるフィリピンの少数民族サバネンの人々の言語に翻訳したものです。印刷したガイドラインは、フィリピン国内で配布され、今後、このガイドラインがより一層、地元の人たちに幅広く活用されることが期待されます。



「無形文化遺産の SDGs への貢献」事業におけるフィリピンの
ノンフォーマル教育向けガイドライン(サバネン版)
978-621-432-020-2 (©IRCI)

さらに、令和2年10月には、IRCIの方向性を審議する運営理事会を初めてのZOOMによるオンラインで開催しました。運営理事会では、日本ユネスコ国内委員会の羽田正委員を含む国内及び海外の理事9名に翌年度の事業計画をご審議いただき、令和3年度に創立10周年を迎えるIRCIの今後の方向を議論する国際研究者フォーラム、SDGs関連事業、アジア太平洋地域の研究情報収集事業、及び防災をテーマにしたDRM事業などの事業計画が承認されました。運営理事会には、松浦IRCI名誉顧問をはじめ、文部科学省、外務省、文化庁、堺市、中国・韓国の無形文化遺産に関するユネスコカテゴリー2センター(ICHCAP、CRIHAP)などから19名のオブザーバー参加がありました。



IRCI 運営理事会にて審議の様様(令和2年10月30日)(©IRCI)

ユネスコ創造都市ネットワーク(UNESCO Creative Cities Network)

ユネスコ創造都市ネットワーク(UNESCO Creative Cities Network)は創造性(creativity)を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すユネスコの事業です。ユネスコの公募により、これまで世界83か国246都市(令和元年10月現在)が加盟し、同ネットワークを活用して知識・経験の交流、人材育成、プログラム協力などを行っています。また、各都市は7つの分野(文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化)のどれかに分類されています。

我が国からはこれまで 9 都市が加盟しています。2021 年にはユネスコによる新規公募が行われる見込みです。

(我が国のユネスコ創造都市)

| 都市名 | 分野 | 加盟年 |
|-----------------------------------|--------------|------|
| 神戸市 | デザイン | 2008 |
| 名古屋市 | デザイン | 2008 |
| 金沢市 | クラフト&フォークアート | 2009 |
| 札幌市 | メディアアート | 2013 |
| 鶴岡市(山形県) | 食文化 | 2014 |
| 浜松市 | 音楽 | 2014 |
| <small>ささやま</small> 丹波篠山市(兵庫県) | クラフト&フォークアート | 2015 |
| 山形市 | 映画 | 2017 |
| 旭川市(北海道) | デザイン | 2019 |

情報・コミュニケーション分野における取組

「世界の記憶」事業

我が国の信託基金によりユネスコが主催している「グローバル・ポリシー・フォーラム」(※)の第2回会合が令和2年10月27日～28日に開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により開催が延期となりました。代わりとして、10月27日には、危機に瀕している記録物のデジタルアーカイブに係る文化的、経済的、技術的、法的な要素を明らかにすることを目的とした、記録機関や関係者によるオンラインでの政策対話が開催されました。

(※) 記録遺産保護のための方策に関する知見や情報を共有することを目的とした国際的なフォーラム。第1回は平成30年12月に「記録遺産の災害リスクの軽減とマネジメント」テーマに開催された。第2回の開催時期は現時点では未定。

万人のための情報 (Information for All) 事業

令和2年9月22日～25日に政府間理事会がオンラインで開催され、我が国からは土屋俊独立行政法人大学改革支援・学位授与機構特任教授が出席しました。本会議では、IFAP規則の改訂、各ワーキンググループからの報告等が行われました。情報及び知識に対する情報アクセスに関する国際的なガイドライン策定のため、日本からは土屋俊教授が情報倫理 WG、吉見俊哉東京大学大学院教授が情報アクセスWGにそれぞれ参加しています。

世界報道の自由会議

令和2年12月9日にオランダ政府及びユネスコが主催する世界報道の自由会議閣僚級会合が開催されました。今回の会合では、コロナ禍によってメディアの自由・ジャーナリストの安全が脅かされる状況の中での、民主主義の重要な規範の一つである表現の自由・報道の自由について議論されました。

我が国からは、鈴木外務大臣政務官がビデオ・メッセージ形式で参加し、新型コロナ拡大を抑制するとの深刻な課題に直面する中、透明性ある信頼できる情報へのアクセスが不可欠であり、いかなる状況においても、メディアとジャーナリストの権利は確保されるべきとの揺るぎない信念を固持すると述べました。また、国際社会と団結して、世界の人権侵害の懸念を共有しつつ、状況改善のために全ての当事者に働きかけを継続していくことを指摘しました。更に、日本の具体的な取組として、ユネスコを通じて、アフリカのジャーナリストの安全のため、アフリカ司法関係者の能力構築を支援するプロジェクトを立ち上げたことを紹介しました。